

第百十三回国会 参議院 農林水産委員会 會議録 第二号

昭和六十三年十一月二十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十月十九日

上杉 光弘君

補欠選任

十月二十一日

上杉 光弘君

補欠選任

十月二十一日

上杉 光弘君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

福田 宏一君

理事

岡部 三郎君

委員

鈴木 貞敬君

委員

水谷 力君

委員

村沢 牧君

委員

刈田 貞子君

委員

青木 幹雄君

委員

上杉 光弘君

委員

大塚清次郎君

委員

熊谷太三郎君

委員

高木 正明君

委員

初村滝一郎君

委員

一井 淳治君

政府委員

菅野 久光君

局長

下田 京子君

農林水産省畜産

橋本 敦君

農林水産省畜産

山田耕三郎君

農林水産省畜産

佐藤 隆君

農林水産省畜産

京谷 昭夫君

事務局側

常任委員会専門

片岡

光君

本日の会議に付した案件

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○肉用子牛生産安定等特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(福田宏一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案、肉用子牛生産安定等特別措置法案以上両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤隆君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

牛肉につきましては、我が国農業生産及び国民食生活における重要性にかんがみ、畜産振興事業団が行う価格安定操作の対象とするともに、輸入割当制度のもとで、事業団に輸入牛肉の買入れ及び売り渡しを一元的に行わせ、その価格と需給の安定を図ってきたところであります。

しかしながら、近年、諸外国からの農産物の市場開放要求が強まる中で、牛肉の輸入割当制度についてその撤廃が強く求められていたところであり、我が国は、先般の日米及び日豪間の協議において、昭和六十六年度から、牛肉の輸入数量制限を撤廃するとともに、事業団は輸入牛肉を取り扱わないこととしたところであります。

このような牛肉の輸入をめぐる事情の変化に對

処して、国産牛肉を引き続き事業団の価格安定操作の対象としてその価格の安定を図りつつ、事業団の業務及びその実施方法等について所要の見直しを行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、事業団は、輸入牛肉については、買入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするともに、これに伴う所要の規定の整理を行うこととしております。

第二に、畜産経営の改善等に資するため、事業団は、主要な畜産物に関する情報の収集、提供等の業務を行うこととしております。

第三に、事業団が政府からの交付金による資金を財源として行う指定助成対象事業についての補助について、所要の改善を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

引き続き御説明申し上げます。

肉用子牛生産安定等特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国肉用牛生産は、動物性たんぱく質食料の重要な供給源として国民食生活の向上に大きく貢献するとともに、農業総生産の増大や地域農業の発展、国土資源の有効活用等に大きな役割を果たしてきたところであり、今後、これらの役割はもとより、農業生産の再編成、農山村の振興等を図る上で重要な役割を担うことが期待されております。

このため、政府といたしましては、肉用牛生産

を我が国土地利用型農業の基軸として位置づけ、その振興と合理化を総合的に推進してきたところであり、また、牛肉の価格と需給の安定を図るため、輸入割当制度のもとで畜産振興事業団に輸入牛肉の一元的な買入れ及び売り渡しを行わせてきたところであります。

しかしながら、この輸入割当制度につきましては、先般の日米及び日豪間の協議において、我が国は、昭和六十六年度からこれを撤廃することとしたところであります。この決定は、輸入数量制限をめぐる厳しい国際世論、我が国の置かれている国際的立場等を考慮し、所要の国境措置を確保しつつ行つたものであります。牛肉輸入の自由化は、今後、国産牛肉の需給及び価格に重大な影響を及ぼすことが見込まれるところであります。

このような中で、我が国肉用牛生産の存立を確保するためには、肉用牛生産の合理化を初め関連する諸施策を積極的に推進し、輸入牛肉に對抗し得る価格水準で国産牛肉を供給し得るようその生産体制を整備する必要があります。牛肉の内外価格差の現状、我が国の国土条件の制約等から見て、直ちにその実現を図ることは極めて困難と判断せざるを得ず、我が国肉用牛生産の基盤である肉用子牛生産の存続に大きな困難が生ずることが危惧されるところであります。

このような事態に對処して、我が国肉用子牛生産の安定その他畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資するため、当分の間、事業団に、肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、事業団は、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会が肉用子牛の生産者に交付する生産者補給金に充てるため、当該都道府県協会に対し、生産者補給交付金を交付することとしております。

第二に、生産者補給交付金の金額は、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定める保証基準価格から肉用子牛の平均売買価格を控除した金額を基礎として算定することとしております。

この場合、平均売買価格が、肉用子牛生産の合理化により実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として定める合理化目標価格を下回るときは、都道府県協会の生産者積立金から生産者補給金の一部を交付することとしております。また、事業団及び都道府県は、都道府県協会の生産者積立金に充てるため、生産者積立助成金を交付することとしております。

第三に、牛肉及び特定の牛肉調製品に係る関税収入を、生産者補給交付金等に充てるための事業団への交付金の交付並びに繁殖、育成及び肥育を通ずる肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化等に資する施策の実施に要する経費に充てるための特定の財源とすることとしております。

第四に、事業団の財務及び会計につきまして、生産者補給交付金等の交付の業務についての区分経理等所要の措置を講ずることとしております。

最後に、事業団による生産者補給交付金等の交付は、昭和六十五年年度から、牛肉等に係る関税収入についての特別の措置は、昭和六十六年度から実施することとしております。なお、昭和六十五年年度の生産者補給交付金等の財源といたしまして、本年度から昭和六十五年年度までの間の事業団の輸入牛肉差益の一部を充てることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

たいただきますようお願い申し上げます。

○委員長(福田宏二君) 次に、両案について順次補足説明を聴取いたします。京谷畜産局長。

○政府委員(京谷昭夫君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足をさせていただきます。

第一に、輸入に係る牛肉等に関する規定の改正であります。

畜産振興事業団が行う買入れ、売り渡し等の業務の対象から、輸入に係る牛肉等を除外するとともに、牛肉の輸入についての事業団の一元的な運営機能に関する規定を削除することとしております。また、これに伴い、事業団が価格安定操作として行う買入れ及び売り渡しの方法、輸入に係る牛肉の買入れ、売り渡し等の業務についての区分経理等につきまして所要の規定の整理を行うこととしております。

第二に、事業団の業務の追加であります。

畜産経営の改善と事業団の価格安定機能の強化に資するため、事業団の業務の範囲に、主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供の業務を追加することとしております。

第三に、指定助成対象事業についての補助の限度の廃止であります。

指定助成対象事業についての補助の機動的な実施に資するため、その補助等に要する経費として事業団が政府からの交付金に係る資金から支出することができ、額の限度に関する規定を削除することとしております。

以上のほか、事業団の理事及び監事の任期を三年から二年に改めるなど所要の規定の整備を行うとともに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法について所要の改正を行っております。

なお、施行期日につきましては、公布の日から起算して三十日を経過した日といたしております。

が、輸入に係る牛肉等に関する規定の改正は、昭和六十六年四月一日としております。

以上をもちまして、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、肉用子牛生産安定等特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足をさせていただきます。

第一に、畜産振興事業団の業務の特例であります。

事業団は、畜産物の価格安定等に関する法律に基づく業務のほか、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付の業務を行うこととしております。

第二に、肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付であります。

事業団は、家畜市場における一定の肉用子牛の売買価格の平均額として、政令で定める期間ごとに算出される平均売買価格が、毎会計年度、農林水産大臣が定める保証基準価格を下回る場合には、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会が肉用子牛の生産者に交付する生産者補給金の全部または一部に充てるため、当該都道府県協会に対し、生産者補給交付金を交付することができることとしております。

この場合、保証基準価格は、肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定めることとしております。

また、事業団及び都道府県は、平均売買価格が政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める合理化目標価格を下回る場合の生産者補給金の財源として肉用子牛の生産者の負担等により都道府県協会が積み立てる生産者積立金の一部に充てるため、生産者積立助成金を交付することができることとしております。

この場合、合理化目標価格は、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等から見て、肉用牛生産の健全な発達を図るため、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として定めることとしております。なお、この合理化目標価格につきましては、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき指定食肉たる牛肉の安定価格の決定に際しても考慮することとしております。

このほか、都道府県協会の指定等について所要の規定を設けております。

第三に、生産者補給交付金の金額であります。

生産者補給交付金の金額につきましては、保証基準価格から平均売買価格を控除した金額を基礎として算定することとしております。ただし、平均売買価格が合理化目標価格を下回るときは、保証基準価格から合理化目標価格を控除した金額をその算定の基礎とし、合理化目標価格を下回る部分については、さきに申し述べました都道府県協会の生産者積立金から生産者補給金を交付することとしております。

また、生産者補給交付金の交付の対象となる肉用子牛は、その生産者が販売したときまたはその生産者が飼養しており、かつ、一定の月齢に達したときにつき都道府県協会が確認したものとしております。

第四に、牛肉等に係る関税収入についての特別の措置であります。

政府は、毎会計年度、当該年度の牛肉及び特定の牛肉調製品に係る関税の収入見込み額に相当する金額を、生産者補給交付金の財源等に充てるための事業団への交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉に係る畜産の振興に資するための施策の実施に要する経費の財源に充てることとしております。ただし、この関税の収入見込み額がこれらの経費を超える見込まれるときは、その超える金額については、この限りでないものとしております。

また、これらの経費に照らして必要があると認め

た場合、合理的な費用の額等から見て、肉用牛生産の健全な発達を図るため、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として定めることとしております。なお、この合理化目標価格につきましては、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき指定食肉たる牛肉の安定価格の決定に際しても考慮することとしております。

められるときは、当該年度の前年度以前の各年度の牛肉等に係る関税の収納済み額の累計額からこれらの経費の決算額の累計額を控除した額に相当する金額の全部または一部を、これらの経費の財源に充てることとしております。

第五に、事業団の財務及び会計に関する規定であります。

事業団は、生産者補給交付金等の交付の業務については特別の勘定を設けて他の業務に係る経理と区分して整理するとともに、さきに申しました政府からの交付金をこの特別の勘定への繰り入れ等に充てるための資金として管理する等、所要の規定を設けることとしております。

なお、施行期日につきましては、公布の日いたしてありますが、肉用子牛についての生産者補給金等の交付に関する規定は昭和六十五年四月一日と、牛肉等に係る関税収入についての特別の措置に関する規定は昭和六十六年四月一日としております。

また、昭和六十五年度の生産者補給交付金等の財源として、昭和六十三年度から昭和六十五年度までの間に事業団の輸入牛肉勘定において生ずる利益の額の一部を充てるための措置等、事業団の財務及び会計に關し、所要の特別措置を講ずることとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(福田宏一君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十七分散会

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の市場開放の阻止、牛肉・オレンジの輸入自由化に伴う国内対策の強化に関する請願

(第二三五三号)
(第二三三三三号)
一、異常気象による農業災害対策に関する請願
(第二四〇九号)

第二三五三号 昭和六十三年十月七日受理
米の市場開放の阻止、牛肉・オレンジの輸入自由化に伴う国内対策の強化に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五

紹介議員 守住 有信君

牛肉・オレンジと農産物輸入制限八品目の輸入自由化決定により、日本農業は今、戦後かつて経験したことのない厳しい状況に置かれている。牛肉の輸入自由化は、肉用牛生産農家はもちろん、酪農家や養豚農家へも大きな影響を与え、また、オレンジやオレンジ果汁、あるいは八品目の中の果実加工品の輸入自由化は、かんきつ生産農家への影響をもたらすことは必至である。このような中で、米国精米業協会等が、米国通商代表部に對し、新通商法第三〇一条に基づき、我が国の米の市場開放を求めて再提訴したが、米は我が国農業の根幹であり、しかも、現在水田面積の三割に及ぶ転換対策の実施や二年連続の生産者米価の引下げ等厳しい局面にあり、このような状況下での米の市場開放は、我が国の農業に壊滅的な打撃を与えることはもとより、農村社会そのものの崩壊をも招きかねない重大な問題である。ついては、米の国内自給方針を堅持するとともに、牛肉・オレンジの輸入自由化に伴う万全の国内対策を早急に講じ、次の事項について実現を図られたい。

一、米の市場開放は断固阻止すること。
二、米の品質向上、低コスト生産対策を強化すること。
三、牛肉対策としては、生産者補給金等に関する新制度を立法化すること。
四、みかん園等の転換助成金については、中晩柑と温州みかんの格差を是正すること。
五、加工原料用果実価格安定対策事業を拡充強化すること。
六、低利、長期の負債整理資金を創設すること。

第二四〇九号 昭和六十三年十月十一日受理
異常気象による農業災害対策に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一

紹介議員 八百板 正君

今夏の異常気象による農産物被害は極めて深刻な状況におかれている。すなわち、水稲を始めとする農産物の生育の遅れ、病害虫の発生等、農業経営に及ぼす影響は調査が進むにつれ拡大の一途をたどっており、また、供給量不足から生じた蔬菜類の高騰は一般消費者の家計を圧迫し、物価高騰の要因となりつつある。ついては、農業経営の安定を期するため、速やかに各種助成を含めた生産対策を始め、資金対策及び価格補償制度等の改善など農業対策を確立すると同時に、併せて国内流通機構の効率的運用を図り、安定供給に万全を期されるようにされたい。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、第八次漁港整備計画の促進と漁港関係事業予算の確保に関する請願(第二六八九号)
第二六八九号 昭和六十三年十月十八日受理
第八次漁港整備計画の促進と漁港関係事業予算の確保に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内二ノ四ノ一
九ビル五五〇社団法人全国漁港協会
会長 矢野照重
紹介議員 大河原太一郎君

我が国水産業は、国民の栄養として欠くことのできない良質な動物性たんぱく質を供給している重要な産業である。しかしながら、水産業を取り巻く環境は、燃油事情が安定基調にあるものの、二百里里体制の本格的定着に伴う海外漁業の制約の一層の激化、水産物輸入の急増及び魚価の伸び悩み等、一段と厳しさを増している。このような情勢にかんがみ、我が国周辺水域を有効に利用して漁業の新たな展開を推進するとともに、水産業を核とする活力ある沿岸域の形成に努めること

は、大きな転換期を迎えている我が国水産業にとつて、極めて緊要な課題である。漁港は、水産業の基盤であるばかりでなく、地区住民の生活環境の改善並びにマリノベーション構想の推進の核となるものであり、その整備による活力ある漁村づくりこそ現下の急務である。ついては、我が国水産業がその社会的使命を十分に果たしていくことができるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、第八次漁港整備計画の促進と昭和六十四年度予算の増額確保を行うこと。
二、漁港・漁村環境整備事業の拡充強化と昭和六十四年度予算の増額確保を行うこと。
三、第四次海岸事業五箇年計画の促進と昭和六十四年度予算の増額確保を行うこと。
四、漁港関係事業に係る地方負担額を軽減すること。

理由

(一)第八次漁港整備計画は、二百里里体制の定着化に対応して、我が国周辺水域の有効利用、情報化時代に対応した流通加工体制の確立及び活力ある漁村の形成に資するべく、昭和六十三年から六十八年度までの六箇年間に、総事業費二兆四千億円をもつて、四百九十港について修築事業を、おおむね九百二十港について改修事業を、その他について局部改良事業を実施しようとするものである。しかしながら、これら三事業については、その総事業費二兆三千億円に対し、初年度である昭和六十三年の実施見込額は二千八百七億円で、その進捗は十三・八%にすぎない。昭和六十四年度においては、現下の厳しい漁業情勢と新しい時代に即応するために、漁港整備事業の計画的かつ強力な促進が図れるよう、予算の増額確保を行うべきである。(二)漁業及び漁村の健全な発展を期するためには、生産基盤である漁港の整備と併せ、生活基盤としての漁業集落の環境を総合的に整備するとともに、働きやすい快適な労働環境の形成に必要な施設の整備等を行うことが現下の急務である。昭和六十四年度においては、明るい漁村の建設に向けた新しい構想に基づき漁業集落環境整

備事業の拡充、強化を図るとともに、漁港環境整備事業の促進を図れるよう、予算の増額確保を行うべきである。(三)第四次海岸事業五箇年計画は、昭和六十一年度から六十五年度までの五箇年間に、農林水産、運輸及び建設の三省が、総投資額一兆円をもって、海岸の保全と環境整備等を実施しようとするものである。このうち漁港海岸については、総事業費千二百九十億円に対し、計画三年度に当たる昭和六十三年までの実施見込額は七百九十六億円、その進捗は六十二%となる見込みである。昭和六十四年度においては、漁業集落等の安全の確保並びに快適な海岸環境の創出等のために海岸事業の一層の促進を図れるよう、予算の増額確保を行うべきである。四国は、財政負担の軽減を図る目的をもつて、昭和六十年度以降、公共事業に対する高率補助金の引下げを実施してきたが、これに伴う地方負担の増は自治体に極めて大きな影響を与えている。特に漁港を抱える市町村は、へき地、離島が多い上、公共投資の中で漁港事業の占める割合が極めて高く、財源対策等円滑な事業執行に苦慮している現状である。よつて、昭和六十四年度以降においては、国庫補助率を復元して、地方負担額の軽減を図れるようにすべきである。

十一月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、遊漁船業の適正化に関する法律案(衆)

遊漁船業の適正化に関する法律案

遊漁船業の適正化に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 遊漁船業の届出等(第三条―第六条)
- 第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置
- 第一節 全国遊漁船業協会(第七条―第十一條)

- 第二節 適正営業規程(第十二条―第十五条)
- 第三節 遊漁船業団体(第十六条―第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条―第二十二條)
- 第五章 罰則(第二十三条―第二十七條)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るため必要な措置を定めることにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場(海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。)に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。

第二章 遊漁船業の届出等

(遊漁船業の届出)

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 主たる漁場の位置

四 遊漁船の名称及び主たる係留場所

五 事故が発生した場合における連絡方法等に関する事項

六 遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)に生じた損害を賠償するための保険契約(これに類する共済に係る契約で農林水産省令で定めるものを含む。)を締結している場合にあつては、その旨

七 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の届出書を提出した者(以下「遊漁船業者」という。)は、当該届出書に係る営業所を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、同項の都道府県知事に、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(気象情報の収集等)

第四条 遊漁船業者は、遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集しなければならない。

2 遊漁船業者は、前項の情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない。

第五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

(利用者の安全の確保のための措置)

第六条 前二条に規定するもののほか、利用者の安全を確保するため必要な限度において、農林水産省令で、事故が発生した場合における連絡体制の整備、利用者が遵守すべき事項の指示その他の遊漁船業者が遵守すべき事項を定めることができる。

2 都道府県知事は、遊漁船業者が前項の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該遊漁船業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置

第一節 全国遊漁船業協会

(指定等)

第七条 農林水産大臣は、利用者の利便の増進及び漁場の安定的な利用関係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国遊漁船業協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。

2 全国協会は、その名称中に全国遊漁船業協会という文字を用いなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、全国協会の名称及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 全国協会は、その事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

第八条 全国協会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 第十二条第一項に規定する適正営業規程を作成すること。

二 第十二条第二項に規定する適正営業規程に關し遊漁船業者の登録を行うこと。

三 遊漁船業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 遊漁船業に関する調査研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 全国協会は、農林水産大臣の承認を受けて、前項第二号の業務に關し手数料を徴収することができる。

3 全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、第一項第二号の業務のうち登録の受付け、登録に必要な調査その他農林水産省令で定める業務を、営利を目的としない法人であつて、第十六条に規定する遊漁船業団体を直接又は間接の構成員とするものに委託することができる。

(事業計画の届出等)

第九條 全国協会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、農林水産大臣に対し事業状況等を報告しなければならない。

(改善命令)

第十條 農林水産大臣は、全国協会の財産の状況又はその業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、全国協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一條 農林水産大臣は、全国協会が前条の規定による命令に違反したときは、第七條第一項の指定を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により第七條第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第二節 適正営業規程

(認可)

第十二條 全国協会は、利用者の利便の増進及び漁場の安定的な利用關係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため、遊漁船業に係る営業方法に關し少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする規程(以下「適正営業規程」という。)を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 1 役務の内容に關する事項
- 2 漁場の適正な利用に關する事項

三 損害賠償の実施の確保に關する事項

2 農林水産大臣は、前項の適正営業規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

一 利用者の利便の増進に資するものであること。

二 漁場の安定的な利用關係が阻害されるおそれがないこと。

三 遊漁船業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(変更命令)

第十三條 農林水産大臣は、前条第一項の認可を受けた適正営業規程の内容が同条第二項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、全国協会に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(準用)

第十四條 第十一條第一項の規定は、全国協会が前条の規定による命令に違反した場合について準用する。

2 第十一條第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(適正営業規程に係る遊漁船業者の登録)

第十五條 全国協会は、遊漁船業者から第十二條第一項の認可を受けた適正営業規程に従つて営業を行うおとする旨の申出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、第三條第一項の届出書に係る営業所及び遊漁船ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の標識について承認を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 第一項の登録の取消しその他登録に關し必要な事項及び第二項の標識に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三節 遊漁船業団体

(指定)

第十六條 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行ふことができるものと認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者(以下「遊漁船業団体」という。)として指定することができる。

(業務)

第十七條 遊漁船業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。

二 漁場の適正な利用を推進すること。

三 遊漁船業に關する利用者の苦情を処理すること。

四 前三号の業務に附帶する業務

(準用)

第十八條 第十條及び第十一條第一項の規定は、遊漁船業団体について準用する。この場合において、第十條中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十一條第一項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第七條第一項とあるのは「第十六條」と読み替へるものとする。

第四章 雜則

(報告及び立入検査)

第十九條 農林水産大臣は全国協会に對して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に對して、この法律を施行するため必要があると認めるとき

は、その業務に關し報告をさせ、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第二十條 農林水産大臣が第十一條第一項(第十四條第一項)において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消しをしようとするとき又は都道府県知事が第六條第二項の規定による命令若しくは第十八條において準用する第十一條第一項の規定による指定の取消しをしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人に對し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(政府の援助)

第二十一條 政府は、利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用關係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

(省令への委任)

第二十二條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第二十三條 次の各号の一に該當する者は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第三條第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六條第二項の規定による命令に違反した者

三 第十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十四條 次の各号の一に該当する者は、二十万以下以下の罰金に処する。

一 第三條第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第五條の規定に違反して利用者名簿を備えず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

第二十六條 次の場合には、全国協会の理事は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十條又は第十三條の規定による命令に違反したとき。

二 第十二條第一項の認可を受けないで適正営業規程を実施したとき。

第二十七條 次の場合には、全国協会の理事は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七條第四項又は第九條第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八條第二項の規定に違反して手数料を徴収したとき。

三 第八條第三項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

四 第九條第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十五條第二項の標識の様式を農林水産大臣の承認を得ないで定めたとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日から二月を経過する日までの間は、第三條第一項の規定による届出をしないで、遊漁船業を営むことができる。

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十一号の次に次の一号を加える。

百四十一の二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に関すること。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十一月九日)

一、遊漁船業の適正化に関する法律案(衆)

十一月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

一、肉用子牛生産安定等特別措置法案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第二十七條第三項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十七條第二項中「第二十七條第三項を」を「第二十七條第三項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 評議員の任期は、三年とする。

第三十八條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「その他の食肉」を「輸入に係る指定食肉を除く。」に改め、同項第二号中「その他の食肉」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第四十條中「又は指定食肉(牛肉を除く。)」を削り、「又は当該指定食肉を保管」を「保管」に改め、「又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代わるべき他の食肉(牛肉を除く。)」を削る。

第四十條の二を削る。

第四十一條第一項中「(第四十條の政令で定める食肉及び輸入に係る牛肉を含む。以下この項、次条及び第四十四條において同じ。)」を削り、同条第二項を削る。

第四十五條の二を削る。

第四十八條第一項中「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。))に係る経理、同項第五号を」を「第三十八條第一項第五号に、並びに」を「及び」に改める。

第五十三條第一項ただし書及び第三項並びに第五十四條の二第二項を削る。

第五十四條の三第三項中「前条第一項」を「前条」に、「交付金にあつては」を「交付金を」に改め、「第五十三條第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。)」に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第二項中「交付金に係る資金にあつては」及び「繰入金に係る資金にあつては」は当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。))に必要な経費にそれぞれ」を削る。

第六十二條第一項中「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」及び「との合計額」を削る。

第六十三條第一号中「第四十五條の二」を削る。

第六十五條中「もらし」を「漏らし」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十六條及び第六十七條第一項中「違反して」を「よる」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十八條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十一條中「第五十三條第一項本文」を「第五十三條第一項」に、「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに」を「第三十八條第一項第五号の業務及び」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第七條の改正規定、第三十八條第一項の改正規定(同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。)、第四十條の改正規定、第四十條の二を削る改正規定、第四十一條の改正規定、第四十八條第一項の改正規定、第五十三條第一項ただし書及び第三項を削る改正規定、第五十四條の三第三項を削る改正規定(「前条」を「前条」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定、第六十二條第一項の改正規定及び附則第十一條の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第七條加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百

金にあつては」及び「繰入金に係る資金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。))に必要な経費にそれぞれ」を削る。

第六十二條第一項中「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」及び「との合計額」を削る。

第六十三條第一号中「第四十五條の二」を削る。

第六十五條中「もらし」を「漏らし」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十六條及び第六十七條第一項中「違反して」を「よる」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十八條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十一條中「第五十三條第一項本文」を「第五十三條第一項」に、「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに」を「第三十八條第一項第五号の業務及び」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第七條の改正規定、第三十八條第一項の改正規定(同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。)、第四十條の改正規定、第四十條の二を削る改正規定、第四十一條の改正規定、第四十八條第一項の改正規定、第五十三條第一項ただし書及び第三項を削る改正規定、第五十四條の三第三項を削る改正規定(「前条」を「前条」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定、第六十二條第一項の改正規定及び附則第十一條の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第七條加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百

金にあつては」及び「繰入金に係る資金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。))に必要な経費にそれぞれ」を削る。

第六十二條第一項中「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」及び「との合計額」を削る。

第六十三條第一号中「第四十五條の二」を削る。

第六十五條中「もらし」を「漏らし」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十六條及び第六十七條第一項中「違反して」を「よる」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十八條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十一條中「第五十三條第一項本文」を「第五十三條第一項」に、「輸入に係る牛肉について第三十八條第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに」を「第三十八條第一項第五号の業務及び」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第七條の改正規定、第三十八條第一項の改正規定(同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。)、第四十條の改正規定、第四十條の二を削る改正規定、第四十一條の改正規定、第四十八條第一項の改正規定、第五十三條第一項ただし書及び第三項を削る改正規定、第五十四條の三第三項を削る改正規定(「前条」を「前条」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定、第六十二條第一項の改正規定及び附則第十一條の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第七條加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百

金にあつては」及び「繰入金に係る資金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。))に必要な経費にそれぞれ」を削る。

十二号) 第二十条第一項の改正規定、第二十条第三項の改正規定(第四十五の二)を「第四十七条第一項」に改める部分を除く。及び第二十条の二の改正規定に限る。の規定は、昭和十六年四月一日から施行する。

りなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十一条 この法律の施行の際現に畜産振興事業団(以下「事業団」という。)の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第六条 事業団は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において、当該規定の施行の際現に輸入に係る牛肉についての旧法第三十八

第二十条 第二項に規定する業務のほか、改正前の畜産物の価格安定等に関する法律(以下「旧法」という。)第四十条の二の規定により買

第七条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の

第三十八条第一項又は第二項とあるのは、「第三十八

第二十条 第一項中、「第四十条、第四十一条第一

第四十条 事業団は、附則第一条ただし書に規定す

第二十条 第二項中、「場合のほか、交付金に係る資

「を加えて得た額」を「との合計額」に、「第四十五

第二十条 第二項中、「第五十三条第一項本文」を

第二十五条中「三万円」を「二十万円」に改め

第三十三条 畜産振興事業団(以下「事業団」という。)

第三十一条 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

第二項 前二項の業務に附帯する業務

第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

第三項 前二項の業務に附帯する業務

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

の実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

3 この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4 保証基準価格及び合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）は、家畜市場における指定肉用子牛の売買価格として定めるものとする。

5 農林水産大臣は、保証基準価格等を定めるに当たつては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の二第一項に規定する基本方針に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるように配慮するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証基準価格等を改定することができる。

7 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

9 農林水産大臣は、第三項の政令で定める期間の満了後遅滞なく、平均売買価格を告示するものとする。

（生産者補給交付金等の交付）
第六条 事業団は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する

都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）であつて都道府県知事の指定を受けたものに對し、当該協会が生産者補給金交付契約（協会が肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合するものに限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同じ。）に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てられるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立てに要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てられるため、生産者補給交付金を交付することができる。

2 事業団は、予算の範囲内で、前項の指定を受けた協会（以下「指定協会」という。）に對し、その生産者積立金の一部に充てられるため、政令で定めるところにより、生産者積立助成金を交付することができる。

3 都道府県は、指定協会に對し、その生産者積立金の一部に充てられるため、生産者積立助成金を交付することができる。

（協会の指定）
第七条 前条第一項の指定は、都道府県の区域ごとの、その指定を受けようとする協会の申請により、当該都道府県知事が行う。

2 前条第一項の指定を受けようとする協会は、農林水産省令で定める手続に従ひ、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務（以下「生産者補給金交付業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条第一項の指定は、その申請が次の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 生産者補給金交付業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 申請者の業務規程によれば、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができるものと認められること。

三 申請者の業務規程において、第十条の確認に関する事項、生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

四 申請者が第九条第一項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

4 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

（業務規程の変更）
第八条 指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続に従ひ、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請に係る業務規程が前条第三項第二号及び第三号の要件に適合している場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

（指定の解除）
第九条 都道府県知事は、指定協会が次のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第六条第一項の指定を解除することができる。

一 第七条第三項第一号の要件に適合しなくなったとき。

二 業務規程に違反して生産者補給金交付業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者との生産者

補給金交付契約の締結を拒んだとき。

四 前条第一項の規定に違反したとき。

五 第六条第一項の指定の解除の申出があつたとき。

2 第七条第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（生産者補給交付金の金額）

第十条 事業団が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、その合理化目標価格）を控除した金額に、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、その肉用子牛の生産者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

（生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付）
第十一条 指定協会は、事業団から生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、前条の確認を受けた肉用子牛の生産者に対し、当該肉用子牛の頭数に応じて交付しなければならない。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められる場合の読替え）
第十二条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められる場合には、第十条中「保証基準価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の保証基準価格」と、「平均売買価格」とあるのは「当該品種別の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、「控除した」とあるのは「それぞれ控除した」と、「頭数

第十六条 事業団は、法第四十八条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務又は食肉等についての法第三十八条第一項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、前条第二項の規定により読み替えられる法第五十四条の三第一項に規定する第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金（以下「調整資金」という。）から、これらの業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

2 事業団は、法第四十八条第一項の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務、法第三十八条第一項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。）又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務若しくは同号の業務に係る同号の指定乳製品等についての同項第三号若しくは第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

（報告及び検査）
第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肉用子牛の生産者、集荷業者若しくは販売業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつていて団体をなす）若しくは指定協会に對して必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第十八条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して、たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七号から第九号まで、第十七条及び第十八条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二章、第五章（第七項を除く）、第六章、第十條から第十二條まで、第十五條第一項及び同條第二項（法第三十八條第二項、法第四十八條第一項、法第五十六條の二、法第六十二條第一項及び法第六十八條第六号の規定に係る部分に限る。）の規定並びに次条、附則第四條及び附則第七條の規定 昭和六十五年四月一日

三 第四章、第十五條第二項（法第五十四條の二及び法第五十四條の三の規定に係る部分に限る。）及び第六十六條の規定並びに附則第五條の規定 昭和六十六年四月一日
（保証基準価格等の決定の手續に關する特例）
第二条 昭和六十五年度の保証基準価格の決定については、第五條第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「附則第一條ただし書第二号に掲げる規定の施行後速やかに」とする。

（事業団の財務及び會計に關する特例）
第三条 事業団は、昭和六十三事業年度及び昭和六十四事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において法第五十三條第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八條第一項並びに法第五十三條第一項及び第三項の規定にかかわらず、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相當する額を、次条の規定により第三條第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れる繰入金（以下「繰入金」という。）とする。

3 前項の資金は、法第五十五條の規定により運用し、又は次項の規定により使用する場合には、次条の規定により第三條第一項に規定する業務に必要な経費に充てるものとして当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての法第三十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てるための資金として、管理しなければならぬ。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 事業団は、前項の規定により繰り入れた繰入金を、次条の規定により第三條第一項に規定する業務に必要な経費に充てるものとして当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての法第三十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てるための資金として、管理しなければならぬ。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

段」と、「同条第一項」とあるのは「第五十四條の三第一項又は同法附則第三條第二項」とする。

4 事業団は、昭和六十四事業年度において法第五十三條第二項に規定する繰越欠損金がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて、その補てんに充てるため、第二項の資金を使用することができ、この場合において、法第六十八條第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は肉用子牛生産安定等特別措置法附則第三條第四項前段」とする。

第四条 事業団は、法第四十八條第一項の規定にかかわらず、昭和六十五事業年度において、第三條第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、前条第二項の資金から当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れ、又は輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において当該事業年度の生ずる法第五十三條第一項本文に規定する残余の額の見込額の全部若しくは一部を、第三條第一項に規定する業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

第五条 事業団は、輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において昭和六十五事業年度に生じた法第五十三條第一項本文に規定する残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相當する額と附則第一條ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に附則第三條第二項の規定により管理されている資金の額との合計額を調整資金に繰り入れるものとする。

第六条 事業団は、昭和六十三事業年度から昭和六十五事業年度までの各事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において法第五十三條第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八條第一項

並びに法第五十三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、昭和六十三事業年度及び昭和六十四事業年度にあつてはその残余の額からその額に附則第三条第一項の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、昭和六十五事業年度にあつてはその残余の額からその額に前条の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、法第三十八条第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るもの)に限り、これに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとす。

2 前項の規定により繰り入れた繰入金金は、法第五十四条の三の規定の適用については、法第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十一月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、異常気象による農作物被害対策に関する請願(第四〇一一号)

第四〇一一号 昭和六十三年十一月十七日受理
異常気象による農作物被害対策に関する請願

請願者 福島県東白川郡塙町大字片貝字前

枝木一五 小貫憲男 外百九十九

名

紹介議員 下田 京子君

本年の異常気象による影響は、米・野菜・果・葉たばこ・コンニャク・家畜の飼料等、すべての農作物に甚大な被害を及ぼしており、農家は痛烈な打撃を受けている。しかも、これまではほとんどの農作物の輸入が自由化されてきた上、大幅な米作減反と二年続きの生産者米価引下げが強行され、農業

と農民経営が文字どおり存亡の危機に立たされているとき、本年の被害は、それに追い打ちをかけるものとなつてゐる。特に米については、減収は予想をこえるものとなつてゐる。ついでに、農業と農民経営を守るため、次の事項について実現を図らねばならぬ。

- 一、他用途利用米については、契約を解除し、全量政府米として買い上げること。
- 二、規格外米を全量買い上げること。
- 三、水稲共済については、損害の特例評価の拡大適用を図り、実態に合った評価の実現を図ると同時に、共済金を早期に支払うこと。
- 四、制度資金及び土地改良事業の償還金の返済期限を延長し、政府はその間の利子を補給すること。
- 五、前渡金の返済延納と利子の免除を行うこと。
- 六、種子及び飯米の確保を行うこと。
- 七、来年の減反については、中止あるいは大幅緩和を行うこと。
- 八、米の輸入は絶対に行わないこと。

第二号中正誤

ページ 段 行		誤	正
一	三	末	次期作用
八	三	終わり	中間地方経済連
九	九	合会	中国地方経済連合会
三	二	決められよう	決められるよう
三	一	リクルート疑域	リクルート疑惑

昭和六十三年十一月二十六日印刷

昭和六十三年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局